

役員及び評議員の報酬等の支給規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、公益財団法人 tetote 教育財団（以下「この法人」という。）の定款第16条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 この法人の役員及び評議員は、無報酬とする。

（費用）

第4条 役員及び評議員等がその職務の遂行に当たって負担した費用の支出については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。ただし、その費用は、社会通念に照らして合理的と認められる程度の金額でなければならない。

（公表）

第5条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を経て行う。

附則

この規程は、令和3年8月26日より施行する。